

とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

(設立の認可申請手続)

第十九条 発起人は、法第六十七条第一項に規定する認可を申請しようとするときは、定款及び事業基本方針並びに事業計画を認可申請書と共に提出し、かつ、当該認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 発起人が組合の地区となるべき区域内の市街化区域内農地について所有権を有する者であることを証する書面

二 法第六十六条第三項の規定による創立総会の議決を経たことを証する書面

三 法第六十五条第二項の規定により農業団体等が意見を述べたときは、その概要を記載した書面

四 組合の地区の面積、飛び農地の面積、法第六十条第一号に規定する一団の市街化区域内農地等の面積及び組合の地区内の市街化区域内農地等の合計面積を記載した書面

五 組合の地区的概況図

六 法第六十六条第五項の規定により設立の同意を申し出た者の氏名又は名称並びにこれらの者が組合の地区内の土地について有する権利の種類及び當該権利の目的となる土地の面積を記載した書面

七 組合の地区に法第六十八条第二項第一号に規定する飛び農地が含まれる場合において当該飛び農地について所有権等を有する者で設立の同意を申し出たものが、組合の地区内にある市街化区域内農地において当面営農を継続することを希望していることを証する書面

八 組合の地区に法第六十八条第二項第一号に規定する飛び農地が含まれる場合において当該飛び農地について所有権等を有する者が、当該地区内にある市街化区域内農地とおおむね同等の地積を有する組合の地区内にある土地（飛び農地であるものを除く。）について所有権等を有する者が、当該飛び農地を住宅地等として利用することを希望していることを証する書面

九 組合の地区の面積、飛び農地の面積、法第六十条第一号に規定する一団の市街化区域内農地等の面積及び組合の地区内の市街化区域内農地等の合計面積を記載した書面

一〇 組合の地区の面積、飛び農地の面積、法第六十条第一号に規定する一団の市街化区域内農地等の面積及び組合の地区内の市街化区域内農地等の合計面積を記載した書面

一一 組合の地区に法第六十八条第二項第一号に規定する飛び農地が含まれる場合において当該飛び農地について所有権等を有する者で設立の同意を申し出たものが、組合の地区内にある市街化区域内農地において当面営農を継続することを希望していることを証する書面

一二 組合の地区に法第六十八条第二項第一号に規定する飛び農地が含まれる場合において当該飛び農地について所有権等を有する者が、当該地区内にある市街化区域内農地とおおむね同等の地積を有する組合の地区内にある土地（飛び農地であるものを除く。）について所有権等を有する者が、当該飛び農地を住宅地等として利用することを希望していることを証する書面

一三 組合の地区の面積、飛び農地の面積、法第六十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合とする。

一四 この命令は、公布の日から施行する。

八 組合の地区に法第六十八条第二項第一号に規定する飛び農地が含まれる場合において当該飛び農地に関し交換分合が行われることが予定されていることを証する書面

九 組合の地区に法第六十八条第二項第一号に規定する飛び農地が含まれる場合において当該飛び農地に関し交換分合が行われることが予定されていることを証する書面

口 当該交換分合により、飛び農地について所有権等を取得すべき者が、当該飛び農地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

ハ 当該交換分合により、飛び農地について所有権等に替えて組合の地区内の土地（飛び農地であるものを除く。）について所持する者（飛び農地であるものを除く。）に、当該土地を住宅地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

二 当該交換分合により、飛び農地について所有権等を取得すべき者が、当該土地を住宅地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書類

イ 当該土地（農地以外の土地を除く。）に、所有権等を取得しないことを証する書面

ロ 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

ハ 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

二 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等に替えて市街化区域内的土地について所有権等を取得すべき者が、当該土地を住宅地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

八 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

九 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等に替えて市街化区域内的土地について所有権等を取得すべき者が、当該土地を住宅地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

一〇 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

一一 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

一二 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

一三 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

一四 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

一五 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

一六 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

一七 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

一八 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

一九 当該交換分合により、市街化区域外の土地において所有権等を取得すべき者が、当該土地を農地等として利用することを希望し、又はこれに同意していることを証する書面

附 則 （平成三年五月一〇日総理府・農林水産省・建設省令第一号）

この命令は、平成三年五月二十日から施行する。

附 則 （平成一一年一月二十四日総理府・農林水産省・建設省令第一号）

この命令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年五月一一日農林水産省・国土交通省令第四号）

この省令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日（平成十三年五月十八日）から施行する。

附 則 （平成一三年五月一八日農林水産省・国土交通省令第五号）

この省令は、平成十三年五月二十日から施行する。

附 則 （平成一三年二月二八日農林水産省・国土交通省令第六号）

この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月二九日農林水産省・国土交通省令第四号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年四月二八日農林水産省・国土交通省令第四号）

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則 （平成二一年一二月一一日農林水産省・国土交通省令第一号）

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （令和元年九月一日農林水産省・国土交通省令第三号）

この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則 （令和元年一二月一六日農林水産省・国土交通省令第四号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 （令和三年八月三一日農林水産省・国土交通省令第三号）

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 （令和五年一二月二八日農林水産省・国土交通省令第五号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年三月一九日農林水産省・国土交通省令第二号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年三月一九日農林水産省・国土交通省令第一号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

<p>別紙第3号(各条目) (本文の各条目を記入する用紙)</p> <p style="text-align: center;">株式会社 申 請 書</p> <p style="text-align: center;">株式会社登記</p> <p style="text-align: center;">氏名又は店名</p> <p style="text-align: center;">手 书 方 伝 真</p> <p style="text-align: center;">長崎又は其地</p> <p>書類提出後(提出書類に記載する上場会社の名称)は、提出書類の複数の複数写しによる複数の複数について、提出書類の複数の複数について提出する場合は複数の複数(提出書類)第1枚目による複数の複数の提出書類から、下記により複数を申請します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 交付分の契約 2 提出の実績 3 提出の実績と差異及びその内訳 4 審査の結果</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">既承申込者 佐藤 氏名又は店名</p> <p>収容委員会印押</p> <p>備考</p> <p>1 「要領の要領」には、既存の規制及び取扱いを記載すること。 2 「要領の要領」の要領及びその内訳には、審査の実績を記載から下記する。 3 「要領の要領」には、既存の規制のほかに、該規制が認定しない事項を明らかにすること。</p>
